

## 平成28年度 第1回佐賀市空家等対策協議会 議事概要

【開催日時】平成28年7月7日（木） 午前9時57分～午前10時46分

【開催場所】佐賀市役所 2階 庁議室

【出席者】（順不同、敬称略）

（委員）秀島敏行、小城原直、安永宏、田中善明、千々岩邦光、富吉一男、山口美由紀、  
穴見恵子、井上亜紀、田口陽子

（事務局）志満建設部長、柿原建設指導課長、宮崎建築指導課副課長、古賀空き家対策室長、  
横田主査、石井主任、中迫主事

【公開又は非公開の別】公開

【傍聴者】なし（別途報道関係者4名）

【議事概要】

1 開会

2 辞令交付

3 あいさつ（秀島敏行佐賀市長）

4 委員自己紹介 [資料1ページ](#)

5 事務局紹介 [資料2ページ](#)

6 会長選出

- ・事務局提案により、安永宏委員を会長に選任。
- ・会長の指名により、小城原直委員を職務代理に選任。

7 議題

(1)佐賀市空家等対策協議会の役割について [資料3, 4ページ](#)

○事務局

本協議会でを行う事務については、佐賀市空家等対策協議会条例第2条に定めています。

- 1、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議、
- 2、佐賀市空き家等の適正管理に関する条例第14条の規定による市長の諮問に応じ、調査審議すること（適正管理を行わない者に対し、氏名の公表、命令、代執行等を行うときに本協議会に図る）
- 3、同条例に基づく空き家等の適正な管理に係る重要な事項に関する市長への建議（重要な事項において、本協議会より市長へ意見をを行う）

以上の3点について協議を行うこととなります。

このうち、2、3については、昨年までは佐賀市空家等審議会において行っていたが、本協議会の設置に伴い審議会を廃止し、本協議会でとり行うこととしています。なお、2、3の審議、建議の際には、市長は協議会委員から除かせていただくこととなります。

○会長

ただいまの説明に対して、委員の方々から何か特に確認しておきたい、あるいは質問したいとかいうようなことはございませんでしょうか。

〔意見なし〕

## (2)佐賀市空家等対策協議会運営要綱（案）について 資料5ページ

### ○事務局

本協議会を開催するに当たり、空家等対策協議会条例第6条に基づき、本協議会の運営に必要な事項につきまして、運営要綱（案）を提案させていただきたいと思っております。

本要綱で定める内容につきましては、第2条、会議の招集及び議決について、第3条、市長の職務代理について、第4条、市長以外の委員の方が会議を欠席された場合の取り扱いについて、第5条、委員の守秘義務について、第6条、協議会の会議の公開について、第7条、協議会の庶務についてとしております。

委員の皆様に関連するものとしたしまして、第2条、協議会は、委員の過半数以上の出席により開催し、出席委員の過半数で議決することを規定いたしております。

第4条に規定する市長以外の委員が欠席される場合につきましては、代理出席はできないことといたしております。ただし、付議される事項につきましては、書面による意見提出が行えることといたしております。

第5条の守秘義務に関しましては、委員在職中はもちろんでございますが、委員の職を退いた後も秘密を漏らしてはならないとなっております。

第6条の会議の公開につきましては、会議録を市ホームページ等で公開させていただきます。

本要綱（案）につきましては、本協議会で承認いただきましたら、その部内で決裁をとることといたしております。その際、軽微な字句等の修正があった場合には事務局に一任していただくということをお願いいたします。

### ○会長

運営要綱の説明をいただきましたが、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

第4条に、会議を欠席する委員（市長を除く）は「代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない」という、この条文が入る会議、委員会というのは、そう滅多にありません。皆さんは各分野から選出されて御出席いただいている。その重要さが極めて重視されている条文です。代理はなじまないということでございます。それほどに、この協議会は重視されているということをお互いに自覚したいと思っております。

守秘義務については、特定空家を認定するについてはいろいろな情報を知り、集めなければいけません。地域周辺の方々からの情報に対し、きちっと情報管理がなされないといけないということを感じております。運営要綱に従い守っていきたく思っております。ほかにごございませんでしょうか。

[異議なし]

## (3)佐賀市空家等対策計画策定の要旨について 資料6ページ

### ○事務局

今回、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づき、本協議会で佐賀市空家等対策計画を策定することとしています。

協議会に協議をお願いする空家等対策計画の策定根拠につきましては、法第6条第1項

の規定において、「市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。」とされており、これに基づき計画を策定することとしております。

また、佐賀市空家等対策協議会条例第2条第1項で、「協議会は、次に掲げる事務を所掌する。(1)法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し協議すること。」としており、これに基づき、佐賀市空家等対策協議会で協議していただくこととしております。

2、計画に定める事項につきましては、法第6条第2項に規定する対策計画において定める事項となっております。①空家等に関する対策の対象とする地区、対象とする空家等の種類、その他空家等に関する対策に関する基本的な方針。②計画期間。③空家等の調査に関する事項。④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項。⑤空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項。⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項。⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項。⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項。⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項となります。

3、計画策定のスケジュールについて、本協議会は、今年度中に5回開催し、来年2月に計画決定を予定しております。

○会長

かなり密度濃く開催ということになりますが、ある程度のスケジュールが何かわかっているれば御説明いただくところはありますか。

#### (4)今後のスケジュール(案)について 資料7ページ

○事務局

では引き続き、佐賀市空家等対策協議会及び計画策定スケジュール(案)について説明いたします。本日の第1回から第5回の計画決定までのスケジュールとなっております。次回を8月下旬、第3回目を10月上旬、4回目を12月上旬、5回目を来年の2月ごろを予定しています。

5回のスケジュールのほかに、既に発注しております空家の実態調査、来年1月から2月にかけて実施を予定していますパブリックコメントのスケジュールを、協議会のスケジュールと合わせて記載いたしております。かなりタイトなスケジュールでございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、次回の開催につきましては、8月下旬を予定しております。きょう委員の皆様から予定表をお出しいただいております。日程調整後、日にちが決まりましたら改めて文書にて連絡させていただきたいと思っております。

○会長

スケジュール関係で、ほかに何かございませんか。では、ただいまお聞きした時期で、予定を頭に入れておきたいと思ひます。

## (5)その他

### ○会長

その他で何かありますか。

### ○事務局

事務局のほうからはございません。

### ○委員

佐賀市の空家等ですが、適切な管理が行われていない防災、衛生、景観等に関する深刻な影響や周辺の住環境を悪化させる空家等と書いてあります。等は、空家というのはどこまで含めるのか。家屋というのは住宅、居住の家屋以外にも貸し店舗、倉庫、工場、いろんな物置もあります。そういうのも含め、空家と私は思いますが。居住を目的とする空家だけでなく、住環境が悪化するの、今言った家屋も住環境を悪化します。管理していないいろんな家屋、そういうのをどういう対象に含むのか、含めないのか、そこをはっきりしていただきたいんですが。

### ○事務局

今、委員がおっしゃられたことは、空家対策の推進に関する特別措置法の第2条で規定されている項目、特定空家等になりますが、法文上は全ての建物を、用途にかかわらず建築基準法の建築物については対象とするようにはなっております。

今回、先ほど説明させていただきました計画策定の要旨の中で、計画に定める事項というところの中に書いてある「対象とする空家等の種類」というところの協議をする際に、委員の皆様方の御意見を伺いながら、計画のほうでどうするかというのを協議いただければと思っております。

### ○委員

よろしくをお願いします。

### ○会長

ことしになってからだったと思いますけれども、倒産した会社の工場が放置されたまま荒れ放題になっているということで、その対策にかかるというようなことが出ておりましたので、現実にはそういったようなものがすぐ出てくるんだろうと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

### ○委員

スケジュールの中に7月から10月で実態調査とありますが、これは自治会協議会に説明していただいた専門家が空家を調査していくということなんですね。これは消防団も2年に1回やりますし、我々も自治会で大分把握しているわけですが、そういうとのすり合わせというのはあるんですか。

### ○事務局

7月から10月まで予定している空家の実態調査につきましては、広域消防のほうで2年に1度の調査の実施のほか、空家の特別措置法のほうにも書かれています水道関係の閉栓情報など、実際、空家の情報というのもいろんなところがございますので、そういったところを加味して調査をするようにしております。いろいろな情報がありますので、できる

だけ漏れないように。ただ、空家は動いていくところはございますので、できるだけ大きく拾いながら調査していきたいと思っております。

○委員

よろしく願いいたします。

○委員

今の関連で、佐賀市の広報には、調査対象を市内全域の空家等と書いてある中に、住宅、店舗、工場などというものが明記されております。我々の対策協議会でも、佐賀市が明記している以上は居住宅のほかに店舗や工場、倉庫なども含めた空家を協議するべきじゃないかろうかと私は思います。

○会長

実態調査をして、どんなような物件が上がってくるか、具体的にはそこで議論を進めることになろうかと思えますけれども、貴重な問題提起ということで受けとめておきたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

○委員

はい、よろしく願います。

○会長

ほかにございせんか。よろしゅうございますか。

それでは、皆様方お忙しいところ、出席、ありがとうございました。心して運営に当たっていきたいと思えます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

《議事終了》

8. 閉会（閉会あいさつ：志満建設部長）